

令和5年度 第3回大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会議事概要

日時：令和6年1月15日（月）15時00分～17時00分

場所：大阪赤十字会館402会議室

委員5名中5名が出席。

（大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会運営要綱第3第2項により会議が有効に成立）

<会議の公開>

女性支援専門分科会管理要綱第5条に基づき、公開とする。

議題1. 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）の概要

○事務局

資料1について説明。

議題2. 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）について

○事務局

資料2及び3について説明。

<質疑・意見>

○委員

計画案25ページの「めざす女性支援事業の概要」の図は分かりやすくなったが、保健所や保健センターは、図右上の母子保健に含まれているのか。領域で出てきていることは分かるが、保健所や保健センターという固有名詞は下の枠囲みの中では明記しないのか。

○事務局

元々固有名詞を明確にする形ではなかったところ、前回の会議を受け、いくつか固有名詞を書き足していった。ただ、これ以上書き足すと、漏れているところが関係機関でないように見えるおそれもある。行政の視点では、保健所や保健センターは母子保健に含まれると認識しており、これらが母子保健に含まれることは概要図としては伝わるかと思う。

○委員

そうだろうなとは思ったが、保健センターの役割は大きいので、女性支援の分野でそこが重要という意味で、出しておく意味はあるかなと思っている。保健所の母子保健における役割、女性支援における母子の支援の役割は大切。

○事務局

埋もれてしまっているように見えるということと理解。検討する。

○委員

事務的なところだが、14ページの市町村女性相談窓口のところ、市町村のことを団体と呼んでいる箇所がある。15ページの民間団体の部分は団体とあり、記載が混在しているので、整理して統一したほうがいいと思う。

○事務局

混乱させてしまうところがあるので、呼び方は検討したい。

○委員

2点質問がある。35 ページに母子生活支援施設の記載が追加されており、記載自体はよいものと思うが、一方で、なぜ母子生活支援施設だけを記載しているのか。次の項目で、個別ケース支援調整会議において民間団体の参加を促進する、との記載があるが、個別ケースについては、すでに連携ができていない民間団体の参画ということになるが、まだ連携できていない民間団体との連携も重要で、そのためには代表者会議にも民間団体が参加できることが大切。今の書き方では関係機関という書き方だが明確ではないので、24 ページの基本目標の支援調整会議のところなどに記載できないかと考える。

○事務局

母子生活支援施設を記載させていただいたのは、支援対象者に母子の方、妊婦の方が多く、その支援の受け皿になっている母子生活支援施設と、府内市町村に連携をとっていただくという趣旨。入所して支援し、生活そのものを支える施設としては、法律では、婦人保護施設、府でいうと大阪府立女性自立支援センターが中核機関の柱として挙げられている。一方、府内の状況を見たとき、母子での保護・避難は、母子生活支援施設が従来から積極的に活用されてきた。子を抱えた女性への支援については、生活そのものを中長期的に立て直せるという意味では入所施設を使うことも大きなポイント。委員のご意見も踏まえ、母子生活支援施設も明記できないかと考え、一方で女性自立支援施設とも違うということもあり、このページに置かせていただいた。民間団体との連携で、母子生活支援施設だけが挙げられているところに唐突感があるのではないかと、というご指摘かと思うので、ここで書かせていただいている趣旨を踏まえ、検討したい。

○委員

33 ページの(8)に「支援対象者に寄り添った自立支援」がある。母子生活支援施設がここにあると、唐突感がなくなるかと思う。女性自立支援施設を日常生活でしっかり書きたいというところはわかるので、ここならどうかと思う。

○事務局

記載する項目も含め、もう少し検討できればと思う。

○委員

周知するとともに、の記載の後にある、措置を行う市町村への連携を働きかけるという文言は良いと思う。過去に実施されたあり方検討の調査の時、市町村が措置しないということが課題として挙がっていた。

○事務局

女性支援の中でも、生活そのものを入所してまで立て直さないといけないというのは、かなり深刻な状況にある方だと思うので、これまで母子生活支援施設が果たしてきた役割も踏まえ、どこかにしっかり固有名詞を含め書けないかと検討した結果だが、委員のおっしゃる趣旨もわかるので、記載の場所や内容はもう少し検討していきたい。

○委員

基本的には納得したが、1点気になるのは、府内に女性専用の救護施設が3つあり、これは大阪府の特徴的なところで、規模も大きい。母子生活支援施設を書くのであれば、そちらとの連携もあってもいいのではと思う。

○事務局

救護施設を所管する所属の意見も聞く必要がある。本日いただいたご意見を受け止め、調整、整理していきたい。

○委員

救護施設は生活援護や生活保護の領域ですね。

○委員

委員がおっしゃるとおり、母子生活支援施設だけ取り出すのではなく、他の民間施設や団体との連携を書くことも大切。所属の問題もあるとのことだが、縦割りになっているのであれば、これを機会に書いておくのも大切かと思う。

○委員

困難な問題を抱える女性への支援という切り口で、いろいろなところに目配せできるのも大切。

○事務局

法の趣旨からも幅広くということが大切なので、いただいたご意見を踏まえ検討していく。

○委員

概要の支援内容のアウトリーチの一つ目に「若年女性」とある。今まで意見を言っていなかったが、若年女性がここで大切ということは理解するものの、アウトリーチが必要なのは若年女性だけではないので、「等」を付けてはどうか。

○委員

年金をもらうまでの人とかも困っている。

○委員

年金を受給していても、少なかったり、そこで病気になってしまったりということで、困難な状況になることもある。

○事務局

28 ページから 29 ページに記載している支援対象の早期発見（アウトリーチ）や居場所提供事業の推進は、国が力を入れようとしている「若年被害女性の早期把握事業」を念頭に置いているが、「若年女性」と記載とすることで対象者が限定されているように見えるのではないかと、のご指摘と受け止めた。こういった書き方が府の計画の概要版としてうまく伝わるかは検討していきたい。また、ご指摘のあった年金受給前は年金受給後の高齢層の居場所提供は、市町村で一定取り組まれているところ。これを周知、展開することも、取組みとして記載している。

○委員

国が若年女性を推しているならば、「等」というのはどうか。

○事務局

具体的な事業として国の制度の枠組みの説明をした。府として、この法律がめざすところが若年女性だけではないということは十分認識して計画を作らないといけないと留意しているが、その層がいかに支援につながりにくかったかというところがフォーカスされて国の補助事業がでてきていると認識しているので、府としてもその点しっかり取り組まないといけないということで、こういう形を考えている。ただ府の概要版だけを読まれる際に、誤解がないようにどう伝えるかは重要かと思うので、いただいたご意見を踏まえ、分かりやすくという観点も踏まえて考えたい。

○事務局

支援調整会議について、民間団体がどう関わっていくのが見えにくいというご指摘かと思う。府の支援調整会議で考えているのは、関係部局、労働や保健医療の分野など含め、集まって女性支援をどう進めていくかを各セクションに落として考えていただくことを想定している。将来的には、民間団体の方にも参加していただくことも考えているが、まずは、府の関係部局等と会議を行い、民間とどう連携していくかも含め考えていきたい。一方、市町村と民間との連携は課題になっていくので、市町村向け会議や研修などで民間団体の取組みや好事例の展開を行う中で、民間との連携を深めていくという形で進めていけたらと考えている。

○事務局

福祉の分野では、連携ということをよく言われる。支援調整会議は連携の要だろうとは思いますが、この法律の支援調整会議をどのように進めるといいのかということは分かりにくいと感じている。障がい福祉の分野では、一人の支援対象者への会議を重ねる中で、不足しているものなどを市の実務者や代表者の会議に上げていくという形になっていて、女性支援の会議もそのようになるのではないかと感じている。個別支援の会議の中で、支援対象者を支援するためには地域の民間のお力を借りしないといけない、その中で顔の見える関係ができれば、当然その地域で今後どういう展開をするのかという会議に参画というところに進んでいけると考える。特定の団体と会議をすれば連携が進むというものでもないで、最終形は支援調整会議に民間団体も入っていくというところはめざすべきところだが、最初から参画を促してというのではなく、個別ケース支援調整会議から丁寧に民間団体の参画を進めていけたらと思う。一方で、民間団体の活動を知らなければ、参画にもたどり着かないというのは委員ご指摘のとおりなので、市町村に民間団体アンケートを展開するとか、市町村の支援担当者に民間団体の活動を紹介するとか、そういう形で我々もしっかりお手伝いできたらとイメージしている。地域で一人の人を支援するのに集まって話し合うということが活性化すれば、民間団体の参画も進むと思うので、そう見えるように記載方法を検討していきたい。

○委員

趣旨は承知した。今の書き方だと個別ケース支援調整会議以外は民間団体が排除されているように見えるので、表現を工夫していただければ。

○委員

民間の方は研修に参加できているか。

○事務局

府や市のDV相談窓口等と連携している団体については、府や市の推薦に基づいて研修への参加が可能。実際に参加していただいている団体もある。

○委員

民間と顔の見える関係を作るのは、研修のところでも書けないかなと思ったところ。

○委員

29 ページ（3）の適切な相談支援のところだが、市町村女性相談支援員のスーパーバイズについて、市町村の困難事例が共有されているのか。困難事例に関し具体的に記載してスーパーバイズを果たすという記載があれば、女性相談支援員も相談しやすいかと思う。

○委員

現時点で、困難事例は把握されているのかということか。

○委員

私が何年か前に、女性相談支援員に何が困難かアンケート調査をしたところ、精神疾患を合併しているとか、支援に抵抗するとか、安定な対人関係が築けないとか、いくつか分類できるものがあったが、そういったものが全体で共有されているものがあれば、困難事例として相談しやすいかと思う。

○委員

よりよいスーパーバイズを果たすために、困難事例を把握されているのか、ということだがどうか。

○事務局

具体的に事例を集めたような調査は行っていないが、現場のほうで難しかった事例の共有の機会は設けているので、困難事例の把握も務めながら、どの部分でスーパーバイズを求めたらいいのかが明確になればというご意見かと思うので、事例を研修などで周知することも可能なので、また検討していけたらと思う。

○委員

事例検討を一年くらい行くと、経験された困難が蓄積され、スーパーバイズも抽出されたものが出てくるかと思う。スーパーバイズつながりでお聞きするが、現時点の女性相談センターに、さらにスーパーバイズの機能が乗っかってくると受け止めているが、具体的な体制は整っているのか。

○事務局

女性相談センターの業務量増は認識しており、それに対応できる体制について要求している。確定までのお話はできないが、認識は持っている。

○委員

ご認識いただいていると理解した。

○委員

女性相談支援員を募集しても、応募が少なかったら、現実には何もできないのではないかと思う。女性相談支援員を雇用できない場合は、府の職員がその役割を担うのか。

○事務局

府女性相談センターは、非常勤の女性相談支援員の他、社会福祉職の常勤職員を配置している。市町村へのスーパーバイズについては、まずは社会福祉職の職員が行っていく。女性相談支援員の専門性を担保する方法は、各市町村において一定の資格や経験などを求めることを検討されている。また、令和6年度以降、採用促進の取組ができるよう、予算要求を行っているところ。具体的には、女性相談支援員の職の紹介や説明会を考えているところ。

○事務局

どこまでの効果があるのかというのはあるが、募集しても来てもらえないという課題については、府でも何か取組みができないかということで、要求している。まずは地域の相談支援員が相談を受けることが大切だと大阪府が打ち出すことで、市町村も女性相談支援員を置くよう動きだしているということがあるので、女性相談支援員を置くという動きをしてくれば、側面的な支援については、予算化も図って検討している。ただ、一朝一夕には難しく、専門性も相談の経験を重ねていく中で積み重ねることもあるので、研修などをしっかり行っていく中で、女性相談支援員が孤立しない、足踏みしないよう府として支援をしっかりと行っていきたい。

○委員

中堅職員研修も含め、しっかりやっていただくということと理解。

○委員

女性相談支援員が非常勤ということは懸念。なり手がいないということなら、民間との人材交流などで確保するということは検討されているか。

○事務局

女性相談支援員は必ず非常勤でなければならないわけではないが、非常勤で採用されると補助金の対象になるので、自治体としては非常勤の採用のほうが進むという事情がある。一方、常勤で実施しているところもあり、市町村のご事情で取り組んでいる。民間との交流は、府では考えていない。経験がある方を確保できるのではないかというご意見は一定理解するが、府としては考えていない。

○委員

人事交流という考え方について、一般企業で一般的だということで、民間からそういう考えを出してくることもあったので情報提供です。

○委員

母子生活支援施設はなかなか活用されないという現状がある。市町村の措置になるが、役所では定期的に人事異動があり、かつ引き継ぎもされていない印象がある。支援調整会議でしっかり引き継いでもらいたいという思いがある。市町村にも非常勤の女性相談支援員はいるが、役所の中でどこまで

の権限があって、強く主張できるのか。府から市町村にしっかり伝えてもらえるということになれば、かなりいいものになると思っている。

支援対象はすべての困難な課題を抱えた女性ということになるが、よく言われるのは、単身の妊婦がどう行政の支援につながっていくか、屋根があり人材があり支援体制が整っているのが母子生活支援施設だと思う。行政が母子生活支援施設を認識して、しっかりつなげてもらえるように、記載の中で考慮してもらえたらありがたいと思っている。

○委員

泊まる場所があり食事を出せるところがすでにあるというのは、貴重で大切。これを民間が一から立ち上げるのは大変なので、使わないでどうするのかと思う。居場所のところで、市町村に居場所があるという回答があった。ドーンセンターは今でもそれなりのプログラムがあるのではないかなと思うが、居場所の取組みはされないか。

また、ドーンセンターは民間の様々な講座をお持ちだが、相談員の育成コースなどを作ってもらような、そういったシステムはできないかと思う。府が人材の育成までは難しいかと思うが、ドーンセンターという民間との協働という点ではあり得るのではないかなという意見です。

○事務局

居場所とはどういうイメージかということもあるが、女性のためのコミュニティスペースを令和3年から設けている。予約不要、主に平日午後の開設で、カウンセリングができる常駐の職員を指定管理事業者のドーンセンターで配置し、いつ来ていただいても対応ができるような場所を設置している。支援フェーズもいろいろあるが、どこに行けばいいかわからない、誰に聞けばいいかわからないという方については、ドーンセンターのスペースに来ていただいてお話いただき、次にどこにいけばいいのか整理するインテークとしての機能がある。居場所として使っていただけるのであれば、我々が意図しているスペースの機能として果たしていることになるので、計画の中にも、ドーンセンターの相談も記載しているが、そういう機能も含めて記載していると認識している。研修については、指定管理事業者としてのドーン財団が財団として、採用された女性相談員向けの研修を行っているが、一般向けの研修は、把握している限りは承知していない。

○委員

コミュニティスペースは居場所としてどうかと思ったので発言した。研修の件は、まさに民間との協働と理解した。

○委員

25 ページの「めざす女性支援事業の概要図」の一番左に記載のある困難女性の【支援対象】に「女性支援法」とあるが、その下は、DV 被害女性などを記載している。女性支援法という記載でいいのか。ちょっと分かりにくい。他に言葉がないのかなと思う。

○事務局

ご指摘のとおりここだけ法律になっているので、府民の方に分かりやすい記載に改めたい。

○委員

この図を見ると、支援対象者がみんな被害者になっている。困難女性は、私の中では、性暴力被害者や DV 被害者だが、女性支援法により被害者が救済されるような理解でいいのか。

○事務局

救済も様々なアプローチがある。相手を罰する救済もあるが、困難な問題を抱える女性への支援については、生活が困難な状況に陥った方に、必要な福祉の支援をつなげる法律と認識しており、そのための基本計画と認識している。

○事務局

従来の図が「被害女性」となっていたので、その形が残っているが、今回困難女性については、被害を受けた女性の支援にとどまらず、支援を受けなければ困難な状況に陥る女性を広く対象とするのに、「女性支援法」と一言でまとめたところが、分かりにくくさせてしまっている。従来通りこうい

った方も対象になるのは間違いないので、分かりやすくなるよう見直したい。

○委員

根本的なところを問われたと思う。被害というと加害者があるイメージがあるが、明確な加害者がいるわけではなく、社会構造が抑圧してくるような、目に見えた加害者がいない人でも生きづらさを解決していくという意味も含まれる。

○委員

追加で確認したいが、4 ページにトランスジェンダーの記載があるが、4 ページ以降にはトランスジェンダーへの具体的な支援の記載はない。トランスジェンダーも含め女性として支援していくという認識で、含まれているという理解かと思うが、計画全体の中では、トランスジェンダーについては記載する必要がないという理解で良いのか。

○事務局

国の基本方針の記載を踏襲しており、「トランスジェンダーであることに起因する～ほかの支援対象者にも配慮しつつ」と記載し、トランスジェンダーの方に関しても、関係機関が連携して、可能な支援を検討していくと記載しているが、具体的な支援について、特にトランスジェンダーに特化して何か記載するところには至らない。対象者と基本理念の規定でしっかり記載することで、当然ながらご相談があれば受け止めて、できる範囲の支援を関係者がしっかり考えていくと整理する。

○委員

概要版にはトランスジェンダーの記載はないが、書かなくてもよいのか。基本計画案に記載しているとおりということか。

○事務局

概要版は重要なエッセンスを抽出しているので、この部分だけを取り上げてとは書いていないが、案を読んでいただけたら、基本理念にしっかり書かせていただいているというところ。

○委員

性的マイノリティの中には、トランスジェンダー女性、レズビアン女性などがいらっしゃる。そういった方達の困難は計画案を見ればわかるが、4 ページの次のパラグラフで「様々な」と記載あり、性的なところに起因するということを、ここに記載するくらいはできるかなと思うが。

○事務局

支援の対象者と基本理念の部分は、本来法律としてできたものなので、国の基本理念や考え方をそのまま踏襲するということをお願いしてきたところ。検討はさせていただくが、国の方針にしっかり則り、府はしっかりやっていくことを表現することに注力している。一度検討したうえでどこまでできるかを委員みなさまとコミュニケーションをとりながらやっていきたい。

○委員

居場所の提供のことについて、ドーンセンターのコミュニティスペースは、気軽に立ち寄って生活必需品等を提供してもらえるとかはあるが、居場所を提供しているようには思っていない。「(2)気軽に立ち寄ることができる居場所の提供」は市町村の取組みの周知を記載しているが、府として居場所の提供を行うことは、検討していないのか。

○事務局

府は広域自治体なので、1 か所作ったとして、周辺の方が利用できるにとどまってしまうのが難しいところ。そこはまさに広域自治体と地域に身近な自治体の役割分担になるかと思う。居場所というからには、日常的に立ち寄りやすいことが大事。市町村の取組みも、居場所の提供と意識せずに行われている取組みもあるかと思うので、我々がそうした取組みも含めて積極的に横展開することで、他の自治体に取り組んでいただけるよう後方支援するのが府の役割かと思う。

○委員

市として取り組んでいるところがたくさんあるのか疑問。

○事務局

これからの分野かなと思うので、意識してこれから拾い上げていけたらと思う。

○委員

市町村に実施してもらえるように推進していただけたら。

○委員

居場所は身近に行きやすい場所にあることもあるが、そこに行くと「困っている」と知られてしまうということもあるので、駅が近く様々な路線が通っているドーンセンターのようなところにあることの意味もあるかと思う。

<今後の予定について>

第3回の意見を踏まえて案を修正し、各委員に文書提供の上、2月にパブリックコメントを実施することを事務局より説明。パブリックコメントを踏まえた案の修正の適否については、会長に諮ることで合意。